令 和 元 年 度

定期監査及び行政監査報告書

安芸高田市監査委員

目 次

令和元年度定期監査及び行政監査報告書

第 1	定	期監查	Ē٠٠	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1
1	監査	で概要		•		•	•				•	•	•			•			•	•					•		•
	(1)	監査の	種類	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•]
	(2)	監査の	対象	とし	た	部周	司	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•]
	(3)	監査の	対象	とし	た	事巧	頁及	とひ	箪	进		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•]
	(4)	監査の	実施	期間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• :
	(5)	監査の	場所	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•]
	(6)	監査の	手続	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	(7)	監査の	主な	着眼	点	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2
2	監査	での結果	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ;
	(1)	業務委	託の	執行	状	況に	ر ح) V	って	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ;
	(2)	建設工	事の	執行	状	況に	<u>ر</u> ح) V	って	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• (
	(3)	補助金	の交	付状	沈	に~	ント	いて	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• (
	(4)	備品の	購入	状沉	1に	つレ	17		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4
	(5)	職員の	給与	の支	給	及で	ジ 朋	3發	; (T)	状	沅	112		ΟV	17	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4
	(6)	公用自	動車	の管	理	のキ	犬沙	己に	· _) }	って	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4
体で) /=	心形大	=																								_
第 2	. 11	政監査	Γ	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5
1	監査	至の概要 かんしゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• [
	(1)	監査の	種類	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• [
	(2)	監査の	対象	とし	た	部馬	司	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• [
	(3)	監査の	対象	とし	た	事巧	頁及	とひ	箪	进		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• [
	(4)	監査の	実施	期間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• [
	(5)	監査の							•	•	•	•	•	•	•	•	•										• [
	(6)	監査の	手続	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• [
	(7)	監査の	主な	着眼	点	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• [
2	監査	での結果		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• (
	事務	事業にお	さける	訓練	題と	: 取	組	J+(か	伏礼	兄り	Z-	つ [*]	١١	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• (
然 。) 1 .	すび・																									_
井 :	5 0 6	· 9 () •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 9

第1 定期監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類 地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした部局

建設部

(管理課、住宅政策課、建設課、すぐやる課、上下水道課(公営企業部水道課))

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

次の事項の平成31年4月1日から令和元年9月30日までを対象とした。

- ア 業務委託の執行状況
- イ 建設工事の執行状況
- ウ 補助金の交付状況
- エ 備品の購入状況
- オ 職員の給与の支給及び服務の状況
- カ 公用自動車の管理の状況
- (4) 監査の実施期間

令和元年9月25日から令和元年12月4日まで

(5) 監査の場所

安芸高田市役所第1庁舎監査委員事務局及び現地

(6) 監査の手続

監査の対象とした事項について、提出された資料から抽出した事業等の関係 書類を基に、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効 率的に行われているか否かについて、通常実施すべき監査の実施手続により実 施した。

(7) 監査の主な着眼点

- ア業務委託の手続きは適正に行なわれているか。
- イ 建設工事の執行は適正に行なわれているか。
- ウ 補助金の交付は適正に行なわれているか。
- エ 備品の購入は適正に行なわれているか。
- オ 給与 (時間外勤務手当等) は適正に支給されているか、また、勤務時間 や休暇は適正に取り扱われているか。
- カ 公用自動車の使用は適正に行なわれているか。

2 監査の結果

- (1) 業務委託の執行状況について
 - ア 東広島高田道路残土埋立地測量業務 (建設課)
 - イ 石佛地区災害関連地域防災がけ崩れ対策測量調査設計業務(建設課)
 - ウ 市道除草業務高宮第4工区(すぐやる課)
 - エ 下水道事業財政収支計画見直し業務(上下水道課)
 - 才 農業集落排水事業安芸高田市1期(2工区)実施設計書作成業務(上下 水道課)

これらの事業について証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(2) 工事の執行状況について

- ア 市道勝田根之谷線改良工事(建設課)
- イ 市道池之内線改良工事(建設課)
- ウ 普通河川喜多川(本清橋上)災害復旧工事(すぐやる課)
- エ 普通河川本郷川(本郷消防庫下)災害復旧工事(すぐやる課)
- オ 普通河川増屋川(増屋林道下)災害復旧工事(すぐやる課)
- カ 市道第3大土線(天の岩座神宮入口)災害復旧工事(すぐやる課)
- キ 普通河川信吉川(有留6区集会所上)災害復旧工事(すぐやる課)
- ク 平成30年7月豪雨災害に伴う上下水道管復旧工事(甲田地区)(下水道) (上下水道課)
- ケ 平成 31 年度浄化槽市町村整備推進事業 ㈱柿原工業 社員寮 浄化槽 設置工事(No. 22) (上下水道課)
- コ 向原地区テレメータ更新工事(公営企業部水道課)
- サ 平成30年7月豪雨災害に伴う上下水道管復旧工事(甲田地区)(上水道) (公営企業部水道課)

これらの事業について証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(3) 補助金の交付状況について

- ア 安芸高田市子育て・婚活住宅新築等補助金(住宅政策課)
- イ 安芸高田市空き家購入補助金(住宅政策課)
- ウ 空き家改修事業補助金(住宅政策課)
- エ 安芸高田市空き家解体事業補助金(住宅政策課)
- オ 安芸高田市空き家活用サポート補助金(住宅政策課)

- カ 安芸高田市空き家バンク登録奨励金(住宅政策課)
- キ 飲用水供給施設整備補助金(上下水道課)

これらの事業について証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(4) 備品の購入状況について

該当がない。

(5) 職員の給与の支給及び服務の状況について

証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に 指摘すべき事項は見受けられなかった。

(6) 公用自動車の管理の状況について

証拠書類を調査した結果、おおむね適正に処理されていると認められ、特に 指摘すべき事項は見受けられなかった。

第2 行政監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類 地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

(2) 監査の対象とした部局

建設部

(管理課、住宅政策課、建設課、すぐやる課、上下水道課(公営企業部水道課))

(3) 監査の対象とした事項及び範囲 次の事項の平成31年4月1日から令和元年9月30日までを対象とした。

事務事業における課題と取組みの状況

(4) 監査の実施期間令和元年9月25日から令和元年12月4日まで

(5) 監査の場所 安芸高田市役所第1庁舎監査委員事務局

(6) 監査の手続

事務事業における課題と取組みの状況調書の提出を求め、定期監査時に監査委員による監査の対象とした部局からの説明、質疑応答等を実施した。

(7) 監査の主な着眼点

ア 事務事業の執行に当っては、市民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民 サービスの向上に努めているか。

- イ 社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。
- ウ 事務処理は能率的、効率的に行なわれ、改善すべき点はないか。
- エ 事務の執行は、法令等に従って適正に行なわれているか。
- オ 組織は簡素で、かつ、合理的なものになっているか。
- カ 各部局間の連携、整合性、総合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか。

2 監査の結果

(1) 事務事業における課題と取組みの状況について 監査した結果は次のとおりである。

ア管理課

(ア) 河川総務管理事業について

国・県管理の樋門操作員の人員確保が難しくなっている。

洪水や浸水被害を減少させるため、本市にある 39 か所の樋門を、適切に管理することが求められる樋門操作員は、高齢化が進み、人員確保が難しくなっていることが課題となっている。

樋門の操作に支障が生じれば、災害の発生が増すことが懸念されるため、引き続き国土交通省や広島県に対し樋門の自動化や建設業者等への 樋門操作委託等を強く要望していただきたい。

(イ) 入札工事検査管理事業について

建設工事の中間、完成検査を実施しているが、工事検査員はいずれも 建築(営繕)工事の実施経験がない。

本市では、職員数や工事量から勘案すると専門分野ごとの工事検査員 体制を整備することは困難と思われるが、より質の高い工事検査を実施 するため、建築経験者の活用や広島県が実施する営繕工事の検査臨場な ど、引き続き検査技術の向上に取り組んでいかれたい。

イ 住宅政策課

(ア) 市有住宅管理事業について

建設40年を迎える団地もあり、昼夜を問わず住民から故障等の連絡が入り対応に苦慮している。

市有住宅は、定住対策や雇用対策等に寄与できる財産として活用する ため、独立行政法人雇用・能力開発機構から購入された経緯がある。老 朽化による修繕の対応に指定管理者が苦慮されている現状がみられるた め、指定管理者と引き続き連携して対応していただきたい。

(イ) 住宅建設事業について

空き家利用希望の多い国道 54 号の物件登録が少ない。また、企業要望の外国人労働者が入居できる好立地賃貸物件の登録がない。

住宅政策課に配置されている空き家専属スタッフ 2 名による空き家所 有者宅の訪問が一定の成果をあげている。

今後も空き家登録の増加に向けて、積極的に取り組んでいただきたい。

ウ 建設課

道の駅整備事業(国道沿線活性化事業)について

道の駅「(仮称) あきたかた」の施設整備にあたり、国の事業と市の事業があるため、国との調整及び事業進捗を把握し、円滑な事業の進捗を図る必要がある。

安芸高田市道の駅「三矢の里 あきたかた」の施設整備へ向けて、国 土交通省や工事関係者と定期的に進捗状況と工程が確認されている。 円滑に来年春のオープンができるよう、取り組んでいただきたい。

エ すぐやる課

(ア) 公共土木施設災害復旧事業について

平成30年度被災個所すぐやる課所管分122個所のうち、平成30年度 未完了分113個所の復旧を行う。平成30年度未発注15件を含む113件 については全件発注済みである。

一昨年の豪雨で、公共土木施設は甚大な被害を受け、すぐやる課は組織をあげて復旧に取り組まれている。

今後とも、早期の復旧に努めていただきたい。

(イ) 市道・県道維持管理事業について

道路施設の老朽化が進み修繕の要望も多くある。通行の安全確保の修繕を優先するため予防的な修繕が後回しになる傾向がある。

地域住民の高齢化や施設の老朽化により維持、修繕の要望が多く寄せられるなかで、優先順位をつけながら対応されている。

道路利用者の安全を確保するため、予防的な修繕も計画的に実施できるよう検討するとともに、県道の維持管理については必要な予算措置を 県に強く要望していただきたい。

(ウ) 橋梁長寿命化修繕事業について

修繕の重要度の高い個所から修繕を行っている。今年度は、土井橋の 耐震補修工事を行うと共に、内道橋外の修繕工事を行う。土井橋につい ては、入札不調となったことから、広島県と対応について協議を行っている。

修繕の重要度の高い土井橋について、技術者の確保や部品の不足により入札不調となったことから対応に迫られている。

安全・円滑な交通を確保するとともに、第三者への被害が発生しないよう対応に努めていただきたい。

才 上下水道課(公営企業部水道課)

(ア) 下水道事業(公共・特環)の地方公営企業法適用化事業について 本年度が、地方公営企業法適用の企業会計へ移行の最終年度となり各 種事務の詰めが必要である。

来年度から企業会計へ移行するため、作業を計画的に進めておられる。 下水道サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、中長期的 な視点に立った計画的な経営基盤の強化と適切な財政運営に取り組んで いただきたい。

(イ) 下水道長寿命化・機能強化事業について

本年度は、水処理部の工事となり維持管理業者との調整が必要である。 また、災害復旧工事との調整も必要になる。

事業に影響のあった災害復旧工事は 10 月末に完成済みとなっており、 今後とも計画通り事業を進めていただきたい。

(ウ) 市設置浄化槽整備推進事業について

市設置浄化槽の推進により市内の下水道整備率及び水洗化率の向上を図っている。

生活環境の向上と公共用水域の水質保全のため、指標を定めて事業が行われている。

今後も、ホームページや広報紙を活用しながら事業を進めていただきたい。

(エ) 広島県水道広域連携事業について

県内の水道事業の広域化について協議を行っている。

平成30年度より広島県企業局を事務局として県内水道事業経営市町が

協議会を設置し、協議がなされている。

各市町で広域連携の意義をしっかりと議論しながら、協議に臨んでいただきたい。

(オ) 水道施設の適切な維持管理について

甲田町小原浄水場の原水にマンガンがあり、時期的な着色障害が発生 し、濁りなどの対策として、除マンガン設備を設置する。

担当課によれば、マンガンに毒性はなく基準値以下とのことであるが、着色障害等の苦情が発生している現状である。

気持ちよく飲料に供することができるよう、検討されている対策を早期に実施していただきたい。

第3 むすび

建設部においては、安芸高田市内に甚大な被害をもたらした昨年7月の豪雨災害からの復旧・復興を最優先課題として、市民が一日でも早く日常の生活を取り戻せるよう、全力で取り組まれていることを、この度の監査を通して知ることができた。

監査結果は、対象とした範囲について、おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかったため、今後とも、より適正な事務事業の改善に努めていただきたい。

これからも限られた予算で、住民の福祉向上と生活安定のために、道の駅施設整備を始めとして山積する事業を、適切かつ効率的に遂行されることを期待する。